

厚生年金基金制度の見直しについて

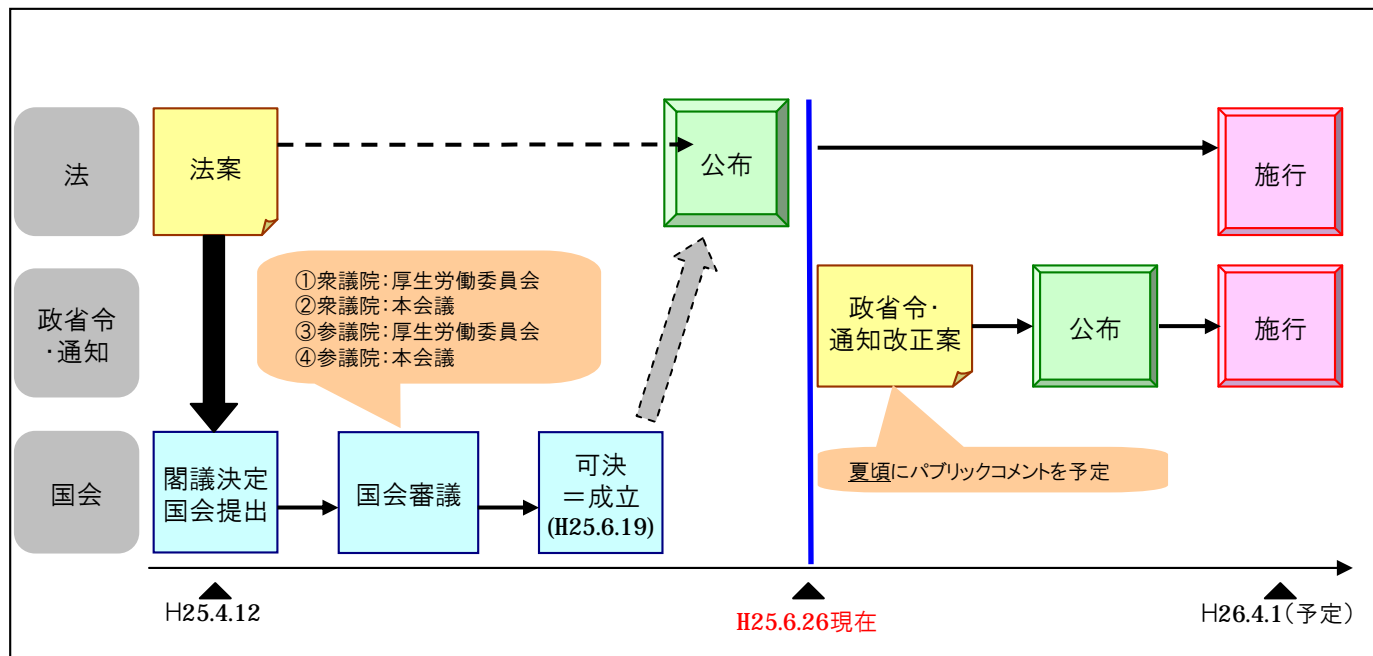
～今後の選択肢も含めて～

本資料は、平成25年6月26日に交付された改正厚生年金保険法に基づいて作成したものです。
細部の取扱いや認可基準については今後出状される政省令・通知を確認する必要があります。

三菱UFJ信託銀行株式会社
年金コンサルティング部
年金営業第1部

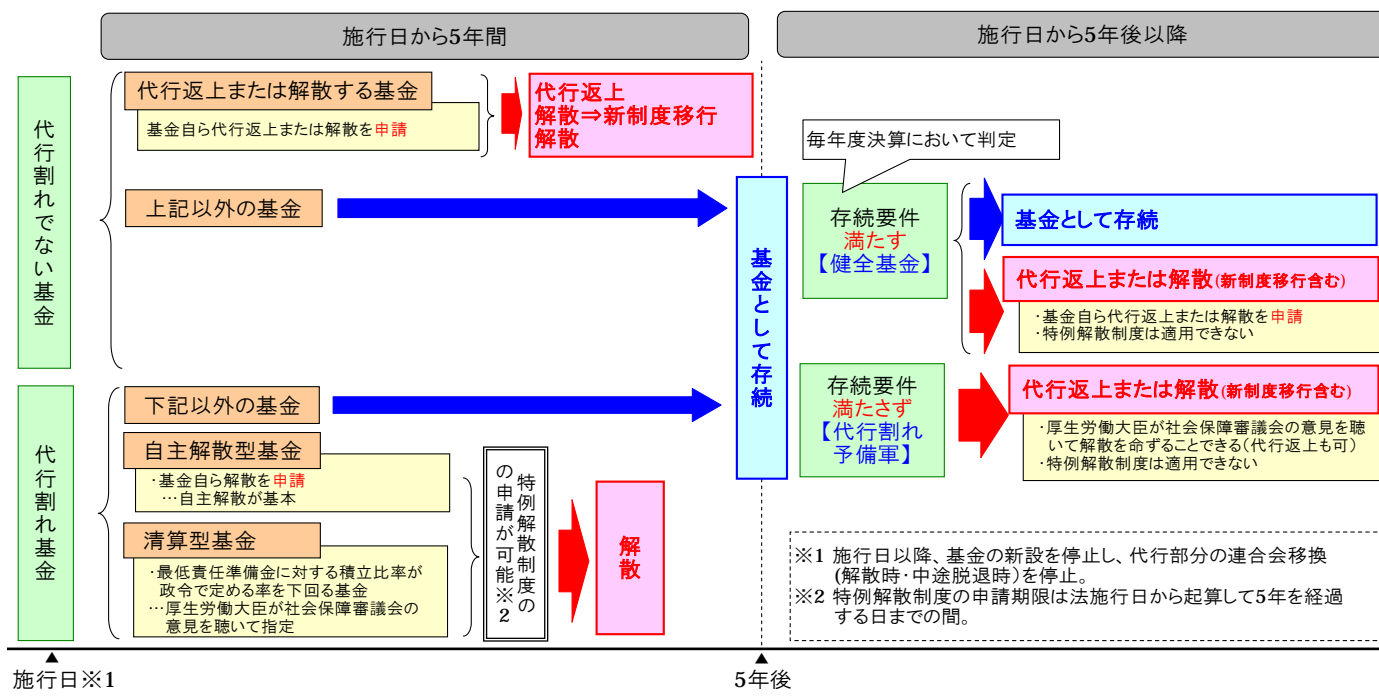
厚生年金基金制度の見直しに係る今後のスケジュール、および厚年法改正の概要

1. 法改正施行までのスケジュール



大枠については、法律で示されているが
より具体的な取扱いについては、今後、政省令・通知等で示される予定

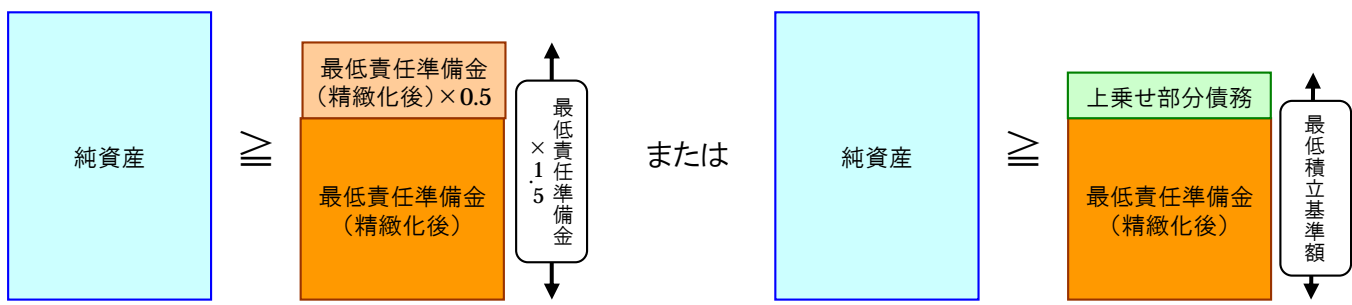
2. 厚生年金基金制度見直しのプロセス



3. 基金存続要件

- 〇 施行日から5年経過後は、毎年度の決算において、以下の①または②のいずれかの要件(存続要件)を満たしている基金のみ存続可能
- 〇 存続要件を満たさない基金に対しては、事業の継続が困難とみなして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて、解散命令を発動できる

- ① 純資産 ≥ 最低責任準備金(精緻化後) × 1.5倍
【厚生労働省の考え方】…市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準
 - ② 純資産 ≥ 最低積立基準額※
【厚生労働省の考え方】…上乗せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準
- ※最低積立基準額 = 最低責任準備金(精緻化後) + 上乗せ部分の債務



4. その他 見直しの概要

(1) 特例解散制度の見直し

(a) 分割納付の特例

- ① 事業所間の連帯債務を解消。解散時に各事業所が負担する債務額が確定
- ② 利息の固定金利化 (解散した年度の国債利回りをもとに厚生労働大臣が定める率)
- ③ 最長納付期間を30年に延長

(b) 納付額の特例

- 特例解散時に①または②のいずれか低い額の納付が可能(=現行特例と同じ)
ただし、保有資産額を下回る場合には、保有資産額が納付額となる
- ① 通常ルールで計算した額
(平成11年9月末時点の最低責任準備金を元に、平成11年10月以降の期間は厚年本体の実績利回りをを用いて計算)
※最低責任準備金は「精緻化後(係数見直し、期ずれ解消)」を使用すると思われる。
 - ② 基金設立時から厚年本体の実績利回りをを用いて計算した額

(2) 解散等の認可基準の緩和

代議員会における法定議決要件を2/3以上に

(3) 最低責任準備金の精緻化

代行給付費計算上の係数(0.875)の見直し、期ズレ解消

厚年法改正に伴う今後の選択肢

5. 今後の選択肢

選択肢の概要

- 基金存続、代行返上(DB移行)、解散以外に「解散した後で新制度(DB、DC、中退共)へ移行する方法もある。
- 今回の法令改正により新制度への移行支援策が導入される見通し。

事業主意向	制度方針	現行基金の財政状況	選択肢	補足	
年金制度を 存続させる	基金制度 のまま存続	—	基金制度(存続)	・代行割れの早期解消 ・「存続要件」を意識した運営	
			代行返上 ⇒ DB	・代行部分を返還 ・加入員、受給者ともDB制度へ移行	
	他の年金制度 を活用	代行割れしていない (純資産 ≥ 最低責任準備金)	解散 ⇒ DB	・一旦解散し、代行部分を返還 ・加入員を対象として新制度を新設 (または既存制度へ上乘せ) ※DBの場合は受給権者も移行可	
			解散 ⇒ DC		
			解散 ⇒ 中退共	・一旦解散し、代行部分を返還 ・加入員を対象として中退共へ加入	
			解散 ⇒ DB	・一旦解散し、代行部分を返還 ・加入員を対象として新制度を新設 (または既存制度へ上乘せ)	
			解散 ⇒ DC		
			解散 ⇒ 中退共	・一旦解散し、代行部分を返還 ・加入員を対象として中退共へ加入	
	年金制度の 維持が困難	解散による 制度終了	代行割れしていない	通常解散 ⇒ 分配	
			代行割れ	特例解散	・5年間は特例解散の申請可能

厚生年金基金制度の継続メリット

- ① 老後の所得保障
- ② 所得と必要費用とのギャップを解消
- ③ 退職金の平準的な事前積立
- ④ スケールメリット(安価なコスト)
- ⑤ 税制(掛金の全額損金算入)
- ⑥ 受給権者等の既得権益の維持
- ⑦ 業界の団結
- ⑧ 企業のステータス向上

選択肢における影響

- 基金制度を存続する場合であっても、新たに「存続要件」を充足することが必要。
- DBへ移行する場合は、「継続・非継続基準の適用」「スケールメリットの縮小」「コストの割高感」に留意が必要。
- なお、状況(ex.総合設立基金の事業所が単独DB移行する場合)によっては、退職給付会計の取扱が変更となることにも留意が必要。

選択肢		財政基準	資産運用規模	制度運営コスト	
全事業所単位	基金制度(存続)	存続要件が追加 ※継続・非継続基準に加えて、存続要件の充足要	現行と変わらず ※スケールメリット享受可能	連合会への中脱者移換 ができなくなるため、管理 コストが増加	
	代行返上⇒総合型DB	DB制度での継続・非継続基準適用	スケールメリット縮小 ※代行部分が消失	コスト高 ※スケール縮小	
各事業所単位	DB 制度	解散⇒総合型DB	※代行見合いの資産を返還するため、積立 水準が低下し、現行給付水準を維持した 場合、掛金引上げとなる可能性大	スケールメリット縮小 ※代行部分、受給者分が消失	
		解散⇒単独DB	※DB移行に伴う財政基準(非継続基準)上 の経過措置の有無については、現時点では 不明	スケールメリットは大幅縮小	
	DC 制度	解散⇒総合型DC	—	加入員(従業員)単位で運用	コスト高 ※スケール縮小
		解散⇒単独DC	—	—	コスト高 ※スケール縮小、単独負担
解散⇒中退共		—	中退共で一括運用	—	

- 基金存続、代行返上の場合は財政基準の充足のために給付変更を検討せざるを得ない状況。
- 一方、解散⇒新制度の場合は新たな給付設計(基金制度からの資産持ち込みの有無を含む)が必要。
- なお、解散絡みの選択肢においては、予定給付額と分配額の差額補填を検討するのが望ましいと思われる。

選択肢	給付		
	加入員	受給者	
全事業所単位	基金制度(存続)	<ul style="list-style-type: none"> 現行と変わらず ※財政基準(存続要件、継続・非継続基準)を充足するために給付変更を検討要 	
	代行返上⇒総合型DB	<ul style="list-style-type: none"> (代行部分を除き)現行と変わらず ※財政基準(継続・非継続基準)を充足するために給付変更を検討要 ※基本プラスアルファの取扱い、予定利率の設定水準等詳細につき変更を検討要 	
各事業所単位	DB 制度	解散⇒総合型DB	<ul style="list-style-type: none"> 【新制度の対象】 設計の自由度高いが、設計により給付増減あり 資産持込(解散時の分配金)が可となる見込み
		解散⇒単独DB	
	DC 制度	解散⇒総合型DC	<ul style="list-style-type: none"> 【新制度の対象】 設計の自由度低く、設計により給付増減あり 資産持込(最低積立基準額)も可 ※持込額については規制緩和される見込み
		解散⇒単独DC	
解散⇒中退共		<ul style="list-style-type: none"> 【新制度の対象】 設計の自由度極めて低く、設計により給付増減あり 資産持込(被共済者持込額)が可となる見込み 	
解散(⇒制度終了)		<ul style="list-style-type: none"> 【新制度の対象外】 解散時の分配金(代行割れの場合はゼロ)のみ ※DBの場合は分配金の持込可 	